

平成 24 年度定期監査（ 7 ） 監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査（ 7 ）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 11 月 12 日から同月 26 日までの間において実日数 8 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているかを主眼として実施した。

(3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、学校施設管理の手引きに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないか、学用品・学校給食費等の援助が適正に行われているか、情報管理が徹底されているかを主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 「練馬区立学校事案決定規程(平成 17 年 3 月練馬区教訓令第 1 号)」、「練馬区立学校文書管理規程(平成 11 年 3 月練馬区教訓令第 1 号)」に基づき、適正な事務処理が行われているか。

イ 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

ウ 「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、学校給食費、教材費、修学旅行等校外学習費等が適正に事務処理されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会

・ 小学校 18 校

豊玉、豊玉南、中村、南町、練馬第二、練馬東、向山、旭町、光が丘四季の香、光が丘春の風、光が丘夏の雲、光が丘秋の陽、光が丘第八、石神井台、北原、関町、大泉、大泉第四

- ・ 中学校 9 校 旭丘、開進第二、練馬、光が丘第四、石神井、石神井南、大泉、大泉学園、関
 - ・ 小中一貫教育校 大泉桜学園
 - ・ 幼稚園 1 園 光が丘わかば
- イ 教育委員会事務局こども家庭部
- ・ 小学校内学童クラブ 8 か所
豊玉小、中村小、練馬第二小、練馬東小、旭町小、光が丘第八小、北原小、大泉小

2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

なお、簡易工事の事務手続について不適切な事例があったので指導した。

災害共済給付事務における不適正な事務処理について（指摘事項）

〔監査において確認した事実〕

石神井中学校において、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「日本スポーツ振興センター」という。）からの災害共済給付金（以下「給付金」という。）を管理すべき学校長名義の普通預金口座について、平成 21 年 6 月 2 日以降、約 3 年間にわたり入金記録が確認できなかった。

日本スポーツ振興センターの給付金支払請求に必要な「医療等の状況」等の書類が、同校に保管されたまま請求事務が滞っており、この間の給付金事務処理が適正に行われていなかったことを確認した。

〔改善を求める事項〕

給付金の支払の請求は、学校の管理下における児童生徒の負傷等が発生したのち、必要な書類（災害報告書、医療等の状況等）を学校が教育委員会に提出する必要があるが、給付金は日本スポーツ振興センターから教育委員会を経由して学校に振り込まれることとされている。給付金は、学校長の口座を経由して保護者に支払われることから、公金や学校徴収金に準じた事務処理がされるべき学校事務である。

については、学校の管理下における生徒の負傷等が発生した場合には、給付金の請求から支払までの手続が適正に行われるよう、改善策を講じられたい。

（石神井中学校）

また、日本スポーツ振興センターへの災害共済給付事務が適正に行われるよう、学校への指導を徹底されたい。（教育振興部）